

普通預金口座を開設されるお客さまへ

九州ひぜん信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」の新設と「預金規定の改定」について

当金庫では、長期間利用のない口座が不正に利用される被害を防止するため、**令和3年10月1日（金）以降に新規で開設された普通預金〔総合口座、決済用普通預金（無利息型）を含みます〕**を対象に「未利用口座管理手数料」を導入させていただきます。

なお、**令和3年9月30日（木）までに開設され、日頃からご利用いただいている口座は対象外**となります。  
また、「未利用口座管理手数料」の導入に伴いまして関係する「預金規定」を改定いたします。

### 1. 対象となる口座

以下（1）～（4）のすべてに該当する場合、当金庫所定の「未利用口座管理手数料」をいただきます。

- （1）令和3年10月1日（金）以降に新規で開設された普通預金の口座であること

〔総合口座、決済用普通預金（無利息型）を含みます〕

※個人・法人・団体の口座を対象とし、紛失・盗難などにより利用が停止されている口座も含まれます。

- （2）預け入れ、または払い戻しの利用が2年以上一度もないこと

※「利息決算」以外の預け入れや、本件にかかる「手数料」以外に払戻しがない場合は、利用のない口座とみなします。

- （3）預金残高が10,000円未満であること

- （4）上記（1）～（3）のすべてに該当する口座のお客様に対して、当金庫へのお届けのご住所に「ご案内」の文書をお送りしてから3か月経過後も口座の利用がないこと

### 2. お取扱い

前項（1）～（3）のすべてに該当する場合、次のお取扱いをさせていただきます。

- （1）口座名義人あて、当金庫にお届けの住所に「ご案内」の文書を郵送いたします。

なお、「ご案内」が届かなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

- （2）「ご案内」の文書をお送りしてから3か月経過後も口座のご利用がない場合には、払戻し請求書等によらず、当該口座から年間1,320円の「未利用口座管理手数料」を引き落としさせていただきます。

なお、翌年以降も未利用の状態が続く場合は、同様に「未利用口座管理手数料」をいただきます。

- （3）「未利用口座管理手数料」の引き落としの際に残高が不足する場合は、その残高を「未利用口座管理手数料」の一部として充当したうえで、お客さまに通知することなく、当金庫所定の方法により当該口座を解約させていただきます。

この場合、「未利用口座管理手数料」の不足分をいただくことはありません。

また、「未利用口座管理手数料」の返却および解約した口座の再利用はできません。

3. 未利用口座管理手数料 年間1,320円（税込）

4. 取扱開始日 令和3年10月1日（金）

5. 改定する預金規定（当金庫のホームページに掲載しております）

- （1）普通預金規定

- （2）決済用普通預金（無利息型）規定

以上